

ひとり親家庭のために

児童扶養手当

離婚、死別、未婚等で母子・父子家庭になった方や、父母のない児童を養育している方に手当が支給されます。父または母に重度の障がいがある場合や一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している方も対象となります。(所得制限があります。)

支給額

令和8年4月現在

子どもの人数	全部支給	一部支給
第1子	48,050円	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	11,350円	11,340円～ 5,680円

支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151

ひとり親家庭医療費

離婚、死別、未婚等により、母子・父子家庭になった方や父母のない児童を養育している方を対象に、児童が18歳に達した年度末まで、医療費を助成する制度です。(所得制限があります。)

助成の範囲

保険適用分の医療費一部負担のうち、児童は全額、父母は保険医療機関ごと(調剤薬局の場合、処方箋発行元の医療機関と合算した額)に、1か月につき1,000円を控除した額を助成します。

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151

こんな時の対処法

🩹 頭を強く打った！

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。

その後すぐに救急車を呼びましょう。

※他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないいびきをかくなど、異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。

